

議案第32号

恵庭市議会会議規則の一部改正について

恵庭市議会会議規則の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年3月26日提出

恵庭市議会議員 野 沢 宏 紀 大 野 憲 義 早 坂 貴 敏
猪 口 信 幸

記

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則

恵庭市議会会議規則（昭和48年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条第4項、第14条第1項、第29条、第44条第1項本文、第63条第4項、第69条、第91条及び第111条中「付け」を「付」に改める。

第123条の見出し中「表決時」を「選挙及び表決時」に改め、同条本文中「表決」を「選挙及び表決」に改める。

第130条中「付ける」を「付」に改める。

第132条第2項中「きめる」を「決める」に改める。

第143条第1項各号列記以外の部分中「付け」を「付」に改め、同条第2項中「付託」を「付託」に改める。

第8章中第167条を第168条とし、同章を第9章とする。

第7章中第166条を第167条とし、同章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員協議会	議会内の諸会議	全議員	議長
常任委員長会議	議会内の諸会議	常任委員長 議会運営委員長	議長
会派交渉会	議会内の諸会議	会派代表者	議長
各派交渉会	議会内の諸会議	会派代表者 諸派議員	議長

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（議席）</p> <p>第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議席には、番号及び氏名標を<u>付ける</u>。</p> <p>第5条～第13条（略）</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を<u>付け</u>、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（議席）</p> <p>第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議席には、番号及び氏名標を<u>付ける</u>。</p> <p>第5条～第13条（略）</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を<u>付け</u>、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>第 15 条～第 28 条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え<u>付け</u>の投票箱に投入する。</p> <p>第 30 条～第 43 条 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第 44 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を<u>付ける</u>ことができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 45 条～第 62 条 (略)</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第 63 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問すること</p>	<p>2 (略)</p> <p>第 15 条～第 28 条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え<u>付け</u>の投票箱に投入する。</p> <p>第 30 条～第 43 条 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第 44 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を<u>付ける</u>ことができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 45 条～第 62 条 (略)</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第 63 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問すること</p>

現行	改正案
<p>ができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質問者は、あらかじめ議長に理由を<u>付け</u>、その要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>第 64 条～第 68 条 (略)</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 69 条 表決には、条件を<u>付ける</u>ことができない。</p> <p>第 70 条～第 90 条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 91 条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>第 92 条～第 110 条 (略)</p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第 111 条 委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を<u>付け</u>、委員長から議長に申し出なければ</p>	<p>ができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質問者は、あらかじめ議長に理由を<u>付け</u>、その要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>第 64 条～第 68 条 (略)</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 69 条 表決には、条件を<u>付ける</u>ことができない。</p> <p>第 70 条～第 90 条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 91 条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>第 92 条～第 110 条 (略)</p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第 111 条 委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を<u>付け</u>、委員長から議長に申し出なければ</p>

現行	改正案
<p>ばならない。</p> <p>第 112 条～第 122 条 (略)</p> <p>(表決時 _____ の発言制限)</p> <p>第 123 条 <u>表決</u> _____ の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p> <p>第 124 条～第 129 条 (略)</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 130 条 表決には、条件を<u>付ける</u>ことができない。</p> <p>第 131 条 (略)</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で<u>きめる</u>。</p>	<p>ばならない。</p> <p>第 112 条～第 122 条 (略)</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限)</p> <p>第 123 条 <u>選挙及び表決</u>の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p> <p>第 124 条～第 129 条 (略)</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 130 条 表決には、条件を<u>付ける</u>ことができない。</p> <p>第 131 条 (略)</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で<u>決める</u>。</p>

現行	改正案
<p>第 133 条～第 142 条 (略)</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第 143 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を<u>付け</u>、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を<u>附託</u>しなければならない。</p> <p>第 144 条～第 165 条 (略)</p>	<p>第 133 条～第 142 条 (略)</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第 143 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を<u>付け</u>、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を<u>付託</u>しなければならない。</p> <p>第 144 条～第 165 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 協議又は調整を行うための場</u> (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第 166 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し<u>協議又は調整を行うための場</u> (以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>

現行	改正案																				
<p>第7章 議員の派遣 (議員の派遣) 第166条 (略)</p> <p>第8章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) 第167条 (略)</p>	<p>第8章 議員の派遣 (議員の派遣) 第167条 (略)</p> <p>第9章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) 第168条 (略)</p> <p>別表(第166条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 735 1942 1070"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員協議会</td> <td>議会内の諸会議</td> <td>全議員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>常任委員長会議</td> <td>議会内の諸会議</td> <td>常任委員長 議会運営委員長</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>会派交渉会</td> <td>議会内の諸会議</td> <td>会派代表者</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>各派交渉会</td> <td>議会内の諸会議</td> <td>会派代表者 諸派議員</td> <td>議長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議員協議会	議会内の諸会議	全議員	議長	常任委員長会議	議会内の諸会議	常任委員長 議会運営委員長	議長	会派交渉会	議会内の諸会議	会派代表者	議長	各派交渉会	議会内の諸会議	会派代表者 諸派議員	議長
名称	目的	構成員	招集権者																		
議員協議会	議会内の諸会議	全議員	議長																		
常任委員長会議	議会内の諸会議	常任委員長 議会運営委員長	議長																		
会派交渉会	議会内の諸会議	会派代表者	議長																		
各派交渉会	議会内の諸会議	会派代表者 諸派議員	議長																		